

認定地域クラブ活動における 高松市立中学校施設等の利用に関する規則 の策定について

教育局保健体育課

1

議案第 2 4 号

認定地域クラブ活動における高松市立中学校施設等の利用に関する規則

(1) 趣旨

認定を受けた地域クラブ活動が市立中学校施設及び備品等を利用できるよう、関係規則を整備するもの。

(2) 要旨

①利用の許可・利用できる施設の公表（第4条～第6条）

教育委員会は利用できる施設・備品を公表し、認定地域クラブ活動の代表者は、その中から利用したい施設、備品について教育委員会に利用申請を行い、許可を受ける。

②施錠及び管理（第7条）

教育委員会が定める施錠及び当該鍵の管理の方法を遵守する。

2

認定地域クラブ活動における高松市立中学校施設等の利用に関する規則

(2) 要旨

③遵守事項（第8条）

- ・ 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること。
- ・ 学校施設等を破損しないこと。破損した場合又は利用前に不具合等のあることを確認した場合は、速やかに教育委員会及び学校に報告すること。
- ・ 学校が定めた所定の場所において駐車・駐輪を行い、所定の場所以外に立ち入らないこと。
- ・ 許可を受けた目的以外に利用しないこと。
- ・ 利用の権利を他人に譲渡又は転貸しないこと。
- ・ 利用終了後は、許可を受けた場所の整地、掃除等を実施し、直ちに原状回復すること。なお、会場の準備、原状回復及び退室はすべて許可された使用時間内において行うこと。
- ・ 敷地内で喫煙及び飲酒をしないこと。
- ・ 前各号に掲げるもののほか、教育委員会、学校長の指示に従うこと。

3

認定地域クラブ活動における高松市立中学校施設等の利用に関する規則

(2) 要旨

④利用の制限（第9条）

- ・ 学校施設、付属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
 - ・ 利用の許可をする学校施設等の管理上支障があると認めるとき。
- は利用を許可しない。

⑤利用の取消し、停止等（第10条）

- ・ 認定地域クラブ活動の認定が取り消されたとき。
 - ・ 利用の許可をした学校施設等を、市又は教育委員会が緊急に利用する必要性が生じたとき。
 - ・ 学校施設等の利用が、不相当と認めるとき。
 - ・ この規則及びこの規則に基づき行った教育委員会の指示に違反したとき。
 - ・ 利用許可に付した条件に違反したとき
- 上記理由により、利用許可が取消し、停止、変更された場合において、利用者が損害を受けても、教育委員会は責任を負わない。

4

認定地域クラブ活動における高松市立中学校施設等の利用に関する規則

(2) 要旨

⑥事故発生時の対応（第11条）

- ・ 学校施設等の利用中に生じた事故は、利用者の責任において対応する。
- ・ 事故が発生したときは、速やかに教育委員会に報告する。

⑦事故の責任（第12条）

認定地域クラブ活動の学校施設等の利用において発生した事故については、教育委員会の責めに帰すべき事由がある場合を除き、利用者の責任とする。

⑧利用者の損害賠償（第13条）

- ・ 利用者は自己の責めに帰すべき事由により、学校施設等を損傷し、又は滅失したときはその損害を賠償しなければならない。

認定地域クラブ活動における高松市立中学校施設等の利用に関する規則

(3) 要綱への委任

①利用できる施設とその日時等及備品の公表

認定地域クラブが利用できる施設・備品については、要綱で定める。

②利用申請等の手続き

利用申請の手続きについては要綱で定める。

③優先予約

中学校体育施設開放事業（一般の団体への貸し出し）に先立って、利用予約ができる旨を要綱に記載。

④使用料の免除

目的外使用料を免除する旨を要綱に定める。

令和 8 年度 高松市保育教育士採用試験の実施について

健康福祉局こども保育教育課

7

令和8年度 高松市職員募集要項(抜粋)

報告事項 1

【受験申込期間】令和8年8月17日(月)～令和8年9月4日(金)
【職種、採用予定人員及び受験資格等】

職 種	採用予定 人員	受 験 資 格 等
保育教育士	5人 程度	保育士証及び幼稚園教諭免許状(更新を行っているもの)を有する人又は令和9年3月までに取得する見込みの人で、平成6年4月2日以後に生まれた人
保育教育士 【経験者対象】	1人 程度	保育士証及び幼稚園教諭免許状(更新を行っているもの)を有する人又は令和9年3月までに取得する見込みの人で、昭和52年4月2日以後に生まれた人であるとともに、以下の施設(※1)で次の1及び2の条件を満たす職務経験のある人 1 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に、同一施設で保育士又は幼稚園教員又は保育教諭としての職務経験が継続して6か月以上ある人。ただし、施設主体が同一の複数施設への継続勤務を含む。 2 平成24年4月1日から令和9年3月31日までの間に、保育士又は幼稚園教員又は保育教諭としての職務経験が通算して5年以上ある人 (※1)子ども・子育て支援法第7条に規定する「教育・保育施設」(認定こども園、幼稚園、保育所)又は同条に規定する「小規模保育」、「事業所内保育」を行う施設

8

【第1次試験】

試験日	会場	時間	試験種目(配点)	試験時間
令和8年 9月27日 (日)	高松市役所本庁舎 又は 高松市防災合同庁舎	午後0時30分～ 午後2時30分	専門試験(100点)	90分
試験種目	試験内容と出題分野			
専門試験	職種に応じて必要な専門的知識についての筆記試験を行います。出題分野は以下のとおりです。			
	保育教育士 (【経験者対象】も含む。)	社会福祉、子ども家庭福祉(社会的養護を含む。)、保育の心理学、教育学・教育法規、 保育原理・保育内容、子どもの保健・障害児保育等の保育教育士としての専門知識		

9

【第2次試験】

第1次試験の 合格発表	第2次試験の期日等	試験種目	試験内容
令和8年 10月7日頃	第1次試験合格者に通知 10月下旬～11月上旬	口述試験 <u>実技試験</u>	集団面接等 <u>身体表現、音楽</u>

【第3次試験】

第3次試験の実施日等	試験種目	試験内容
第2次試験の合格者に通知	口述試験	個別面接

10

認定地域クラブ活動における高松市立中学校施設等の利用に関する規則をここに公布する。

令和 8 年 月 日

高松市教育委員会教育長 小 柳 和 代

高松市教育委員会規則第 号

認定地域クラブ活動における高松市立中学校施設等の利用に関する規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、高松市立中学校における部活動の地域展開を推進するため、学校施設等を認定地域クラブ活動の利用に供すること等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 認定地域クラブ活動 中学校の部活動が担ってきた教育的意義を継承し、及び発展させた地域における生徒のスポーツ及び文化芸術に関する活動として、高松市教育委員会（以下「委員会」という。）が認定したものをいう。

（2） 学校施設等 高松市立中学校の施設及び設備（備品を含む。）であって、学校教育活動に支障のない時間帯において認定地域クラブ活動の利用に供することができるものとして、委員会が当該学校長と協議して定めるものをいう。

（利用対象者）

第 3 条 認定地域クラブ活動において、学校施設等を利用できる者は、認定地域クラブ活動の指導者及び参加者とする。

(利用の許可)

第4条 学校施設等を利用しようとする団体の代表者は、別に定めるところにより、委員会に申請し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更する場合も、同様とする。

2 委員会は、学校施設等の保全のために必要な限度において、前項の許可（以下「利用許可」という。）に条件を付することができる。

3 委員会は、利用許可をしたときは、その内容に関係する学校長に通知するものとする。

(利用の対象となる学校施設等及び時間帯の公表)

第5条 委員会は、学校施設等及びその利用できる時間帯を定め、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

(用具及び備品の利用)

第6条 認定地域クラブ活動において利用する用具及び備品は、原則として、利用許可を受けた認定地域クラブ活動の指導者及び参加者（以下「利用者」という。）が準備するものとする。ただし、前条の規定により公表した学校施設等に含まれる備品のうち、委員会がその利用の許可をしたものについては、この限りでない。

(施錠及び管理)

第7条 利用者は、学校施設等の利用に当たっては、委員会が定める施錠及び当該鍵の管理の方法（次項において「施錠等方法」という。）を遵守しなければならない。

2 委員会は、利用者による施錠等方法が適切でないと認めるときは、当該利用者に対し、施錠等方法に関し指示をすることができる。

(遵守事項)

第8条 利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること。

(2) 当該学校の施設及び設備（備品を含む。）を破損しないこと。

(3) 当該学校の施設及び設備（備品を含む。）を破損した場合又は利用前に不具合等のあることを確認した場合は、速やかに委員会及び学校長に報告すること。

- (4) 所定の場所において駐車又は駐輪をすること。
- (5) 学校施設等を利用許可を受けた目的以外に利用しないこと。
- (6) 学校施設等の利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (7) 所定の場所以外に立ち入らないこと。
- (8) 利用の終了後は、利用許可を受けた場所の整地、掃除等を実施し、直ちに原状回復をすること。なお、利用時間には準備、原状回復及び退室に要する時間を含むものとする。
- (9) 敷地内で喫煙及び飲酒をしないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、委員会及び学校長の指示に従うこと。

(利用の制限)

第9条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可をしない。

- (1) 高松市立中学校の施設及び設備（備品を含む。）を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、利用許可をする学校施設等の管理上支障があると認めるとき。

(利用許可の取消し、停止等)

第10条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消し、若しくは停止し、又は変更することができる。この場合において、利用者が損害を受けても、委員会はその責めを負わない。

- (1) 認定地域クラブ活動の認定が取り消されたとき。
- (2) 学校施設等を、市又は委員会が緊急に利用する必要が生じたとき。
- (3) 学校施設等の利用が不相当と認めるとき。
- (4) 利用者がこの規則及びこの規則に基づきした委員会の指示に違反したとき。
- (5) 利用許可に付した条件に違反したとき。
- (6) 利用者が前条各号のいずれかに該当するに至ったと認めるとき。

(事故発生時の対応)

第11条 学校施設等の利用において事故が発生したときの対応は、利用者の責任において行うものとする。この場合において、当該認定地域クラブ活動

を行う団体の代表者は、直ちに委員会にその報告をしなければならない。

（事故の責任）

第 12 条 認定地域クラブ活動の学校施設等の利用において発生した事故については、委員会の責めに帰すべき事由がある場合を除き、利用者の責任とする。

（利用者の損害賠償）

第 13 条 利用者は、自己の責めに帰すべき事由により、学校施設等を損傷し、又は滅失したときは、委員会の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

（委任）

第 14 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

（制定理由）

高松市立中学校における部活動の地域展開を推進するために、高松市立中学校の学校施設等を認定地域クラブ活動の利用に供することに関し必要な事項を定めるため、制定するものです。